

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」 「在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料」

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠  
 日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
 日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

### 凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220422-1086-2

本資料は、2022年4月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます



2022年度改定で新設・追加された内容

内容	算定上限・区分	点数
訪問薬剤管理指導を実施している薬局薬剤師が、在宅患者の状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う医療機関の医師又は <b>連携する他の医療機関の医師</b> の求めにより、計画的な訪問とは別に、緊急に患家を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合	1、2 <b>とオンライン</b> を合わせて月4回に限り	
	1 計画的な訪問薬剤管理指導の対象疾患	500点
	2 計画的な訪問薬剤管理指導の <b>対象外</b> の疾患	200点

【2020/3/31疑義解釈その1】  
 当該患者に在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費（介護予防含む）を算定していない薬局は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2は算定できない

【主な要件】

在宅患者の状態の急変

医師の求め

在宅担当医

薬歴等への記載

交通費は実費を患家が負担

**在宅担当医と連携する別の医療機関の医師**

対応可能エリアは原則16km以内

在宅協力薬局も対応可

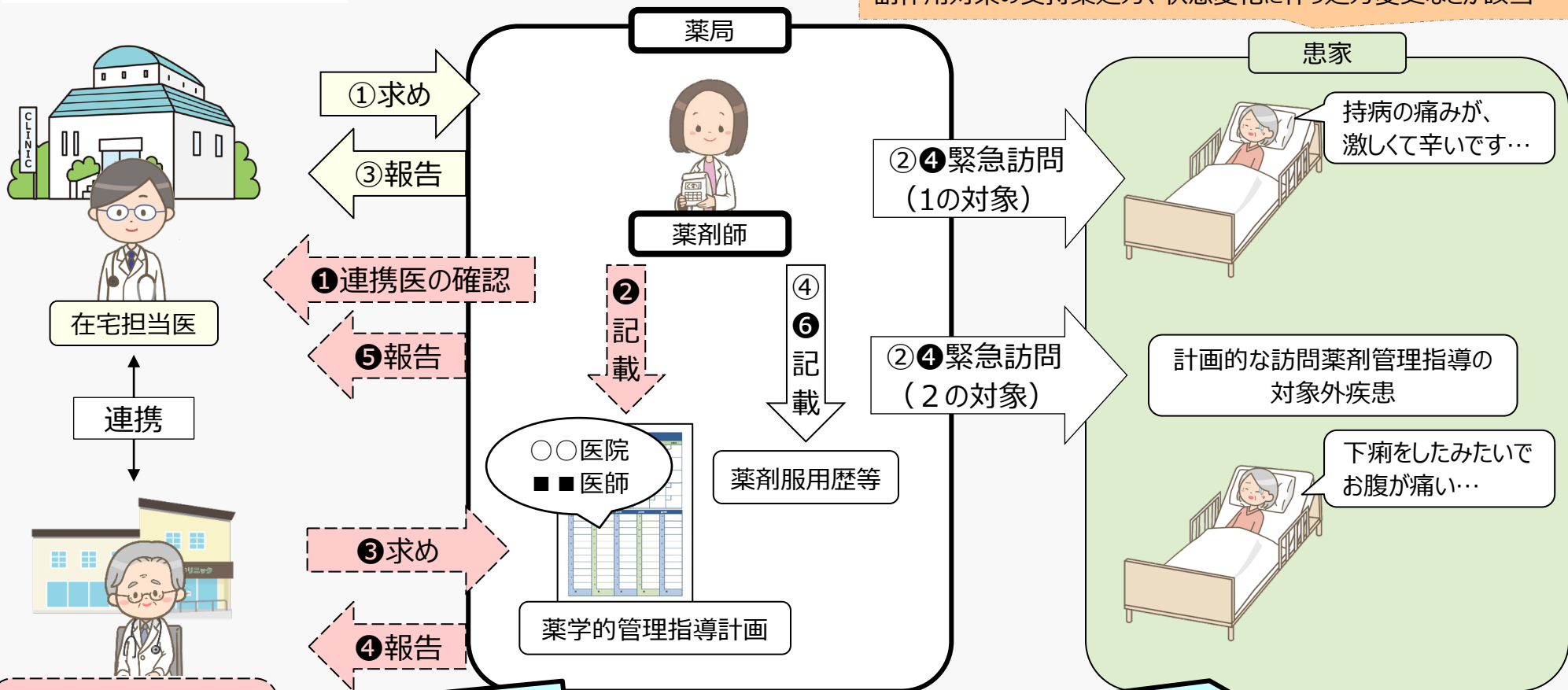
下記加算算定可（1回につき）

- ・麻薬管理指導加算（100点）
- ・**在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算（250点）**
- ・乳幼児加算（100点）
- ・**小児特定加算（450点）**
- ・**在宅中心静脈栄養法加算（150点）**

- ①～：在宅担当医の求め
- ①～：連携医からの求め

【2022/3/31疑義解釈その1】

「状態の急変等」について、医師の求めがある場合には、化学療法の副作用対策の支持薬処方、状態変化に伴う処方変更などが該当



連携医については、在宅担当医に確認し、薬学的管理指導計画書等に当該医師の氏名と医療機関名を記載する

【2022/3/31疑義解釈その1】  
担当医への確認は、他の医師の求めにより患者を訪問し、薬学的管理指導実施後に担当医への情報提供を行う際でもよい

在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定していない月に、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2を算定する場合、直近の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料等を算定した年月日をレセプトに記載する

# 在宅基幹薬局と在宅協力薬局の関係について

- 在宅基幹薬局の行為
- 在宅協力薬局の行為
- 請求に関する行為

緊急、その他やむを得ない事由があるときに、在宅協力薬局の薬剤師が指導を行うことについてあらかじめ同意を得ている場合に在宅協力薬局の対応により在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定できる

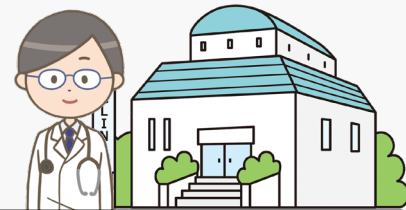
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の請求は在宅基幹薬局が行います



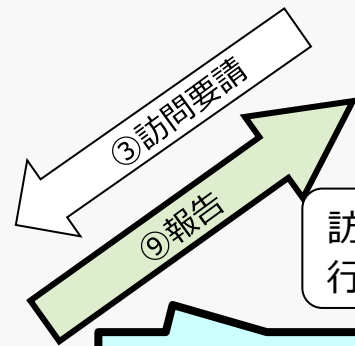
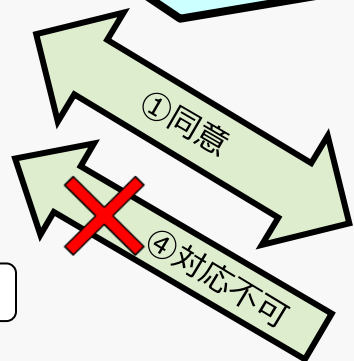
患者や家族



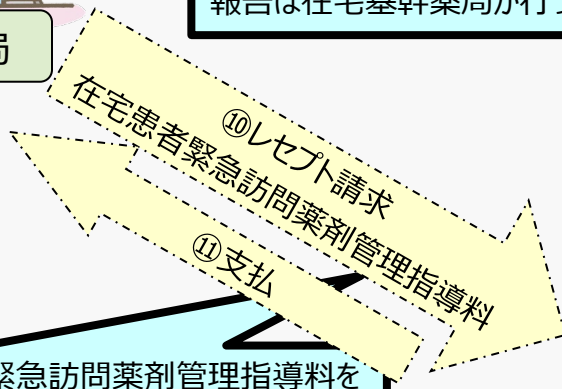
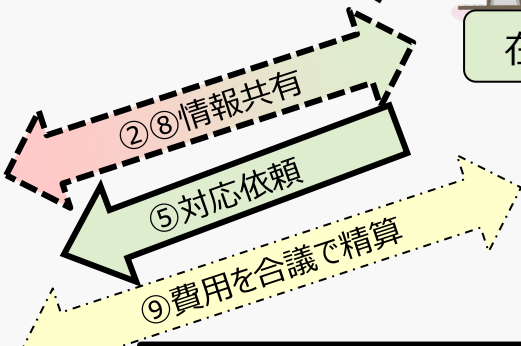
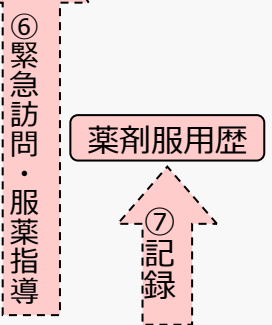
在宅基幹薬局



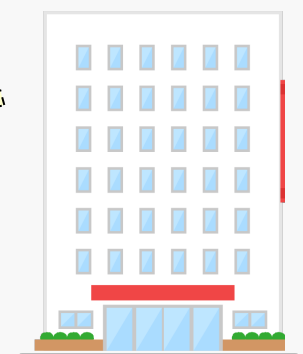
訪問薬剤管理指導の指示を行った医師又は歯科医師



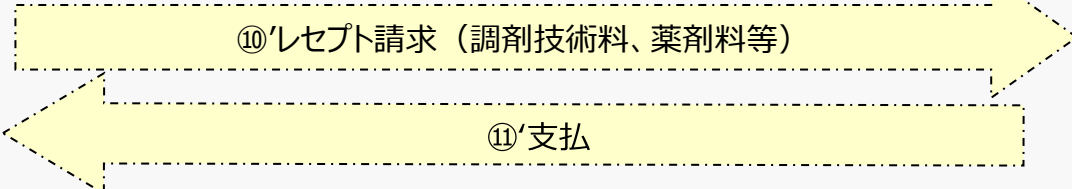
報告は在宅基幹薬局が行う



在宅協力薬局が訪問を実施し、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定した場合、在宅基幹薬局はレセプトに当該訪問薬剤管理指導を実施した日付及び在宅協力薬局名を記載する

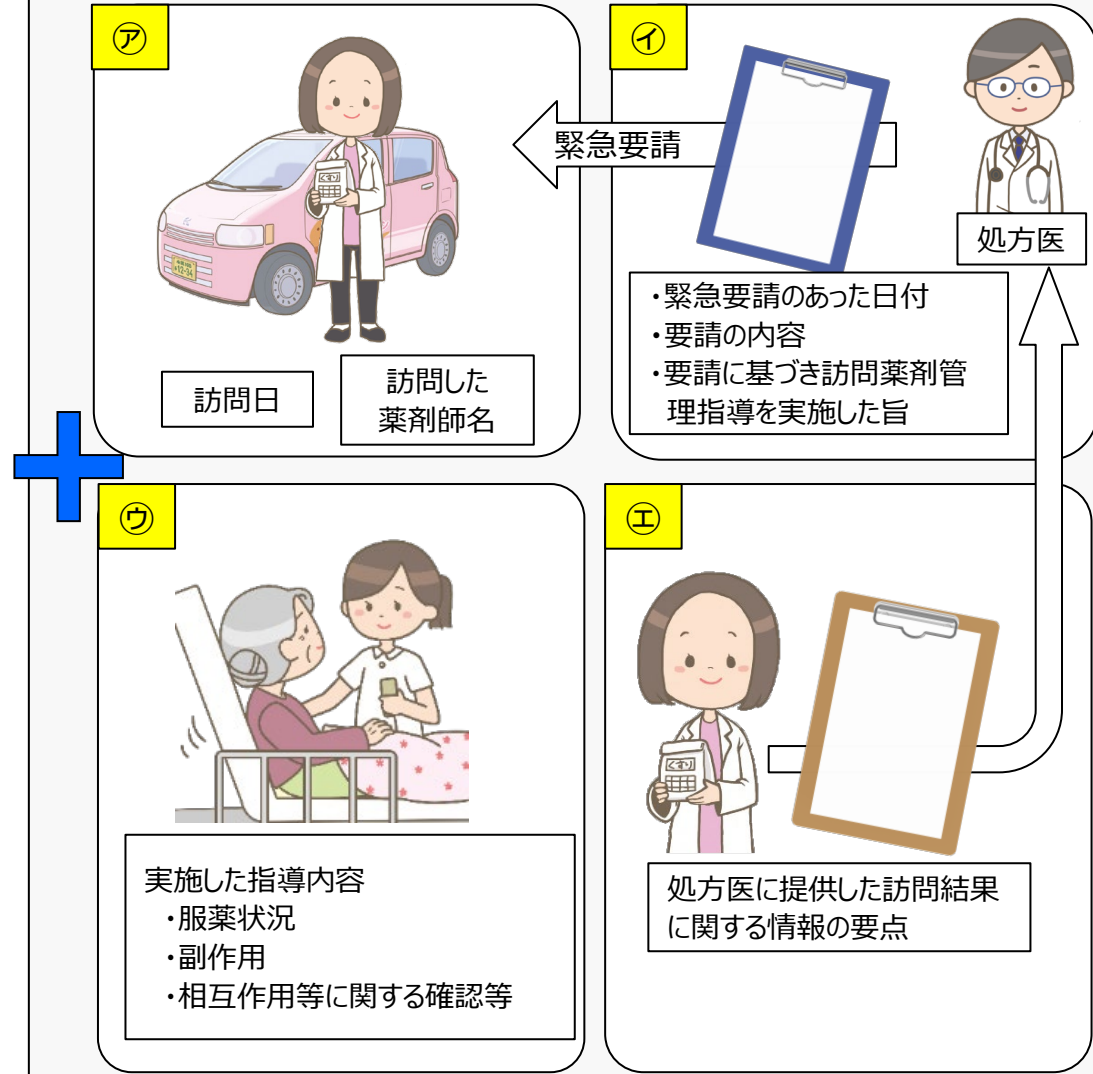


支払基金  
国保連合会



## 調剤管理料における薬剤服用歴等の記載事項

- ア 患者の基礎情報  
(氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、必要に応じて緊急連絡先)
- イ 処方及び調剤内容等  
(処方した保険医療機関名、処方医氏名、処方日、調剤日、調剤した薬剤、処方内容に関する照会の要点等)
- ウ 患者の体質 (アレルギー歴、副作用歴等を含む)、薬学的管理に必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向
- エ 疾患に関する情報  
(既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。)
- オ オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又は特定健診情報等
- カ 併用薬 (要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。)等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
- キ 服薬状況 (残薬の状況を含む。)
- ク 患者の服薬中の体調の変化 (副作用が疑われる症状など)及び患者又はその家族等からの相談事項の要点
- ケ 服薬指導の要点
- コ 手帳活用の有無  
(手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無、複数の手帳を所有しており1冊にまとめなかった場合はその理由)
- サ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- シ 指導した保険薬剤師の氏名



通知では『調剤管理料の1の(6)の記載事項に加えて』と記載されていますが、本資料では前回改定時の内容を踏まえて(7)の記載事項を記載しています



2022年度改定で新設・追加された内容

内容	点数
訪問薬剤管理指導を実施している薬局薬剤師が、在宅患者の状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う医療機関の医師又は連携する他の医療機関の医師の求めにより、計画的な訪問とは別に、 <b>情報通信機器を用いて必要な薬学的管理及び指導を行った場合</b> （1、2とオンラインを合わせて月4回に限り）	59点

## 【主な要件】

在宅患者の状態の急変



医師の求め



在宅担当医



在宅担当医と連携する別の医療機関の医師

**情報通信機器を用いた薬学的管理指導**



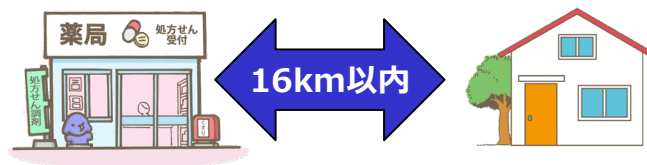
薬歴等への記載



下記加算算定可  
**（処方箋受付1回につき）**

- ・麻薬管理指導加算（22点）
- ・乳幼児加算（12点）
- ・小児特定加算（350点）

対応可能エリアは原則16km以内



在宅協力薬局も対応可

